

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例 ～産業廃棄物処理施設設置時における手続～

Step1 事業計画書・周知計画書の提出

◆事業計画書

- 事業者は、事業計画を知事に提出。
知事は審査とともに、関係市町村に意見を聞き
審査結果を事業者に通知(修正指示)

- ①関係市町村長が所管する法令等の適用の有無
- ②病院、学校、福祉施設等、利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に配慮が必要である施設の有無
- ③その他周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項

◆周知計画書

- 事業者は、事業計画を知事に提出。
知事は審査とともに、関係市町村に意見を聞き
審査結果を事業者に通知(修正指示)

- ①周知地域及び関係住民に関する設定の妥当性
- ②広告、縦覧、説明会、検討結果の周知、見解の周知に関する設定の妥当性

Step2 事業計画の周知

事業者は、周知計画に従って「広告」、計画書を「縦覧」し、
関係住民に対する「説明会」を開催

周知地域：計画地の敷地境界から200m以内の地域及び生活環境影響調査の結果から周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
(廃プラスチック類の破碎施設の場合)

- ①事業計画地の敷地境界から10メートル以内の土地について所有権又は賃借権等の土地を使用する権利を有する者
- ②周知地域内に居住する者
- ③周知地域内に事務所又は事業場を有する個人又は法人
- ④周知地域内において農業又は林業を営む者
- ⑤周知地域内の水域の管理者、水利権者、漁業を営む者、漁業権者
- ⑥周知地域内に居住する者が属する自治会等
- ⑦周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有すると認められる者

Step3 合意の形成

周辺地域の生活環境保全上意見がある者が意見書を提出、事業者は見解書・周知等(知事経由2回のやりとり)

意見がある者 ⇔ 知事 ⇔ 事業者

Step4 手続の終結

【1回目の判断】 知事は、事業者と関係住民との合意形成状況を把握(必要に応じ市町村長等の意見を聞く)し、判断(事業者の対応が不十分な場合は手続のやり直し指示)

【知事による判断の種類】

- ① 関係住民の合意が得られている → 終結
- ② 事業者の対応が不十分 → 手續やり直し
- ③ 事業者の対応は十分だが関係住民の合意が得られていない。 → 終結

■事業者・関係住民が知事の判断結果に異議がある場合は知事に「申立」

【2回目の判断】 「申立」があった場合、知事は、事業者、関係住民、関係市町村長、第三者委員会の意見を聞いて判断

■事業者・関係住民は「③」の判断が確定したときは、知事に意見調整の「申出」可能。「申出」により知事は第三者委員会に意見調整を付す。委員会は意見調整を行い、知事に結果報告(合意・調整打ち切り)

「申出」できる関係住民は、意見(2回目)の提出を行った者に限る。

知事は終了の通知等

岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会

- ・委員7人以内で組織する。
- ・環境保全、行政手続又は産業廃棄物に関する法令に関し必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- ・必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

事業者は廃棄物処理法上
設置許可申請等手続き